

に犯罪被害者等が出頭する場合の旅費についても公費により負担している。

**(7) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置**

**【施策番号18】**

都道府県警察においては、司法解剖後の遺体を遺族宅等まで搬送する費用や解剖による切開痕等を目立たないように修復するための費用を公費により負担し、遺族の経済的、精神

的負担の軽減を図っている（司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復に要する経費（国庫補助金）：26年度116百万円、27年度116百万円）。

- 海上保安庁においても、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する費用や解剖による切開痕等を目立たないように修復するための費用を公費により一部負担している。

犯罪被害者等への支援について（海上保安庁）



提供：国土交通省

**(8) 医療保険の円滑な利用の確保**

**【施策番号19】**

厚生労働省においては、犯罪被害者であることをもって保険診療を拒むことは法律上認められていないため、平成23年度及び25年度に改めて、その旨の保険医療機関への周知を

徹底した。仮に保険診療の実施を拒まれる事例があれば、地方厚生局から当該医療機関に対して適切な指導を行うことにより、犯罪被害者の医療保険利用の利便性を確保することとしている。

**3 居住の安定（基本法第16条関係）**

**(1) 公営住宅への優先入居等**

**【施策番号20】**

ア 国土交通省においては、平成16年から17年にかけて、配偶者からの暴力被害者を始めとする犯罪被害者等を対象とした公営住宅への優先入居や目的外使用等について地方公共団体に対して配慮を依頼する通知を発出した。

さらに、平成23年度には、公営住宅への

優先入居等の手続の簡素化に関する通知を発出した。

**【施策番号21】**

イ 独立行政法人都市再生機構の機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置については、機構賃貸住宅の空き家の状況及び公営住宅における犯罪被害者等の受入状況を踏まえれば、特段の入居優遇措置を行うことなく犯罪被害者等の受入れが可能で